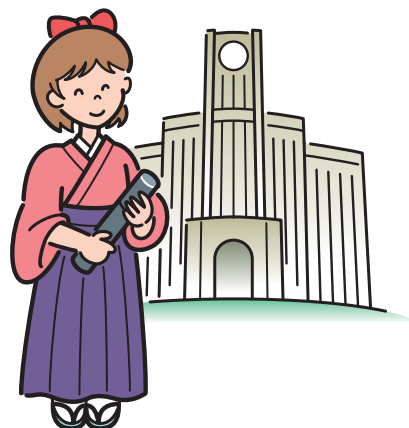


2

日本大学校友会準会員 奨学金制度



在学中の教育ローンの 利息分を奨学金として 給付します

厳しい経済情勢の中、在学中に学費支弁者（学費を支払う人）である**父母の収入が著しく減少したり、事業が不振になったり、倒産したため、学費の調達が困難になっている学生が増加しています**。今まで、本学では『日本大学奨学金』や、『学部等奨学金』などにより、こうした学生を救済してきましたが、必ずしも十分とはいえません。そこで、校友会では、大学が特定の銀行（みずほ銀行）と契約を結ぶことにより、準会員が低金利で利用

できる奨学金の制度をスタートさせました。

この奨学金制度では、卒業までは「元本据え置き型ローン」とし、この間に発生する利息を校友会が奨学金として全額給付します。その後、準会員は元本と卒業後からの分の利息を返済すればよいことになります。父母などに資力がある学生を対象とした「保証会社保証」方式（※変動金利4.0%）と、保証会社保証の審査基準を満たさない方を対象に大学が債務を保証する「大学保証」方式があります。

（※年に2度金利見直しがあり。平成20年12月1日の金利を表示）

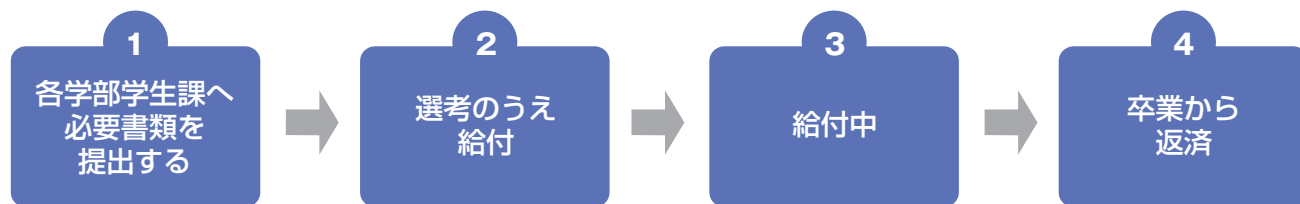
2種類ある奨学金制度

	保証会社保証	大学保証
方式	全額元本貸与、一部利息給付方式	
奨学金給付額	融資額から生じた在学中における利息相当額を4月および10月に給付	
給付期間	修業年限内	
ローン契約	保証会社が保証人となり、学生の父母等が銀行とローン契約を結ぶ	大学が保証人となり、学生が銀行とローン契約を結ぶ
債権者	銀行	
債務者	学生の父母等	学生本人（大学が保証）
条件	人物が優れ、将来本学の卒業生として社会への貢献が期待できること	
	経済的理由により学資の支弁が困難であること。	破産等により学費の支弁が困難であること。
	毎年度校友会準会員会費を納入していること	
	申込人（父母等）が、年齢、勤続年数、借入れ限度額、前年度の年収等の制約・条件を満たしていること	大学が厳正な審査実施

※銀行の教育ローンは、4年制学部は14年間、6年制学部・学科は16年間が最大の返済期間です。（修学年限プラス10年間が最大の返済期間です。）

※奨学金の保証審査は、保証会社保証が優先されます。

奨学金申請から返済までの流れ



各学部学生課で申請用紙を受領し、必要書類をそろえ、学生課に提出します。必要な書類は以下の通り。

- 日本大学校友会（奨学金付教育ローン）奨学生願書
- 個人ローン借入申込書
- 学費等の支弁者の所得証明書（給与所得者は源泉徴収票）
- 災害等の理由があるときは、被害状況のわかる書類
- 準会員費を毎年度納入していること。
- その他必要書類

詳しくは、各学部学生課へお問い合わせください。

個人ローン借入申込書

申請後、大学本部での選考・審査を経て給付が決定されます。奨学生には、原則として前期分または後期分の授業料に相当する元本据え置き型ローンを組み、修業年限内に発生する利息を校友会が奨学金として全額給付します。

給付決定後または給付を受けている途中、準会員会費未納、休学、退学、学則に違反した場合は、給付が取り消されます。

奨学生の父母等または本人は卒業後、ローンの返済計画に沿って元金と卒業後の利息分を銀行に返済します。ただし、奨学生が卒業後日本大学の大学院に進学した場合、在学期間分（最低修業年限内）返済開始を遅らせ、引き続き奨学金の給付を願い出ることができません。卒業後、大学院に進学した場合は、速やかに変更届を提出することが義務づけられています。

